

JIS難燃、消防法告示発効に伴う防災製品の取り扱いについて



拝啓 貴殿ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素はインテリアフロア工業会事業におきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、インテリアフロア工業会が事務局を務めますJIS委員会を経て、平成28年3月22日付でJIS A 5705、JIS A 1454が改正されました。これに伴い、「置敷きビニル床タイル」「薄形置敷きビニル床タイル」に付きまして、JIS認証品は、難燃表示を行う事となります。

この表示によって、後に発効される消防法告示により、「タイルカーペット」等のJIS同様、防災性能を有している事となります。よって、JIS認証品は従来のような日本防災協会による防災登録は不要となります。ご確認の程よろしくお願ひ申し上げます。 敬具

— 記 —

1. JIS難燃性能規格

- 「JIS A 5705 (ビニル系床材)」・・・平成28年3月22日改正発行

2. 難燃対象、ビニル系床材の種類

- 「置敷きビニル床タイル」及び「薄形置敷きビニル床タイル」

注1) その他ビニル系床材は、難燃の表示対象床材とはなりません。

3. 防災ラベル(施工)発行開始の時期

- 消防法告示・発効以降、防災ラベル(施工)の発行が有効となります。

注2) 消防法告示・発効に付きましては、平成28年4月末を予定しておりますが、詳しくは官報にて告示されます。

4. 難燃表示例 (参考：タイルカーペット)

 難燃 QTEC JIS L 4406	タイルカーペット 第一種
	QT 0508001
	ナイロン
	STC

以上